

倫理法・倫理規程セルフチェックシート 応用編

国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程についての理解度チェックです。
各設問を読んで、正しいものに「○」を、間違っているものに「×」を記入してください。

番号	問 題	解答欄
1	契約の関係で業者が利害関係者となるのは会計事務担当の職員に限られ、原局原課の職員にとって業者が契約の関係で利害関係者となることはない。	
2	立入検査に関する事務の相手方は、実際に立入検査を行う意思決定がなされていないときであれば、利害関係者となることはない。	
3	行政指導に関する事務の相手方は、実際に行政指導を行うことにより一定の作為又は不作為を求めているときであれば、利害関係者となることはない。	
4	職員に異動があった場合、異動前に利害関係者であった者は、後任の職員にとって利害関係者に当たらなくなった場合でも、異動後3年間は利害関係者とみなされる。	
5	職員が結婚披露宴に利害関係者を招待した場合、利害関係者からの祝儀については一切受け取ることができない。	
6	利害関係者からの依頼を受け、倫理監督官の承認を得て講演を行う場合、講演の前後に利害関係者から簡素な飲食物の提供を受けることは認められている。	
7	利害関係者から金銭の貸付けを受けることは、金融機関等から一顧客として貸付けを受ける場合を除き、通常一般の利子を支払う場合であっても認められていない。	
8	職務として利害関係者を訪問した際、文房具等を一時的に借りることは認められているが、電話やファックスを使用させてもらうことは認められていない。	
9	会計担当職員が、物品の購入に当たり、契約業者に対して水増し請求を行うよう依頼し、その契約業者から偽の請求書等を作成してもらうことは、「無償の役務の提供」に当たり、倫理規程違反となる。	
10	利害関係者から無償で未公開株式を譲り受けることは禁止されているが、有償であれば認められる。	

番号	問 題	解答欄
11	10名以上が参加するOB会のゴルフコンペであり、そこに含まれる利害関係者が数名程度であれば、参加しても差し支えない。	
12	許認可に関する事務を担当する職員が、現在当該許認可の申請中である高校時代の同級生とゴルフに行っても、「私的な関係」があるため倫理規程上の問題はない。	
13	利害関係者に要求して、第三者に対して多数の者が出席する立食パーティーで飲食の提供をさせることは認められる。	
14	職員が飲食した際の費用を、その飲食の場に居合わせなかった事業者を支払わせることは、その相手が利害関係者でなくても許されない。	
15	国全体で買い入れる数を合計すると作成数の過半数を超える書籍等については、その監修や編さんに対する報酬を受け取ることができない。	
16	他の職員が利害関係者に当たる事業者からもらったビール券であることを知りながら受け取ったとしても、その事業者が自分にとって利害関係者に当たらない場合には、倫理規程上の禁止行為に該当しない。	
17	卒業後も親しくしている大学の先輩でも、現在利害関係者であれば、その先輩と割り勘で食事をする際、自分の飲食にかかる費用が1万円を超えるときは、倫理監督官への届出が必要となる。	
18	利害関係者から供応接待(飲食物の提供)を受けた場合、一般的には減給又は戒告の処分が適用されるが、行為の態様等によっては停職となることもある。	
19	本省課長補佐級以上の職員は、利害関係者に該当しない会社の役員から贈与等を受けた場合、その贈与等が役員名により行われたものでなければ、贈与等報告書を提出する必要はない。	
20	本省審議官級以上の職員は、親族から相続により取得した株券等については、株取引等報告書を提出する必要はない。	